

総務市民委員会 会議録

日 時 令和7年2月3日（月曜日）

午前10時45分開会 午前10時52分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 議案の審査
議案第1号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - (2) その他
 - 4 閉会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	目黒	英一
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（6名）

総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
議会事務局長	櫻井	良哉
人事課長	塚本	浩幸
市民活動課長	大貫	三千夫
議会事務局次長	元川	宏

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○奥谷委員長 ただ今から総務市民委員会を開催いたします。協議事項（１）議案の審査に入ります。議案第１号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年２月３日開催フォルダの資料１を御準備ください。それでは、執行部より説明願います。

○塚本（浩）人事課長 それでは、資料１に基づき、土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明申し上げます。１番の一部改正の理由でございますが、令和６年の人事院勧告に伴い、職員等の給料月額、地域手当支給割合、期末勤勉手当支給月数、扶養手当等について、所要の改正を行うものです。なお、例年、人事院勧告に基づく給与改定等は、１２月に開かれる第４回定例会で条例改正等を行い対応しているところでございますが、国の法律改正が遅くなったことから、１２月の第４回定例会に条例改正が間に合わず、今臨時会で条例改正の議案を提出し、御審議いただくものでございます。２番の改正内容につきましては、人事院勧告に伴い、土浦市職員の給与に関する条例、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、そして、土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を一括して改正するものです。まず、（１）土浦市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、①令和６年４月１日から遡及適用するものとして、記載の改正内容のとおり、ア給料表の引上げと、イ期末勤勉手当支給月数の引上げを行います。また、②令和７年４月１日から施行するものとして、改正内容に記載のとおり、ア給料表の改定、イ地域手当支給割合の改定、次のページに移りまして、ウ期末勤勉手当支給月数の改定、そして、エ扶養手当の見直しと、オその他の手当の見直しといたしまして、通勤手当の支給限度額の引上げや、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯等の拡大、再任用職員に支給される手当の拡大などの改正をいたします。ページ中ほどの一般職員の期末勤勉手当の表は、期末勤勉手当の支給月数を令和６年度と令和７年度の比較して示したものでございます。つづきまして、中段の（２）土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正並びに土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。まず、①令和６年４月１日から遡及適用するものとして、令和６年１２月期に支給する期末手当の引上げ、また、②令和７年４月１日から施行するものとして、ただ今申し上げました期末手当の引上げ分を、６月期と１２月期に按分する改正を行います。なお、一番下の、市議会議員、常勤特別職の期末手当とある表は、令和６年度と令和７年度の比較を示したものでございます。つづきまして、３ページをお願いいたします。（３）土浦市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。本条例につきましても、土浦市職員の給与に関する条例の改正に準じて、企業職員扶養手当、管理職員特別勤務手当等について、所要の改正を行います。つぎに、（４）土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。①令和６年４月１日から遡及適用するものとして、特定任期付職員給料表の引上げ、令和６年１２月期に支給する特定任期付職員の期末手当の引上げでございます。また、②令和７年４月１日から施行するものとして、特定任期付職員業績手当を

廃止し、特定任期付職員にも勤勉手当を支給することといたします。なお、特定任期付職員の期末勤勉手当の令和6年度と令和7年度の比較は、表で示したとおりでございます。3番の施行期日でございますが、令和6年4月1日から遡及適用となるものについては公布の日から、令和7年4月1日から施行させるものについては、同日の令和7年4月1日でございます。4ページ以降は改正案文、また、資料1別添は、新旧対照表となっております。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 確認ですが、支給日について確認をさせていただきますが、これは公布の日からというのと、本日の臨時会で議決された場合には、速やかにということだと思いますが、支給日はどのようにされていくのかお伺いします。

○塚本（浩）人事課長 支給分につきましては、本日議決いただければ速やかに処理をいたしまして、今月中には支給できるものと考えてございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、質問もないようでございますので、採決に移ります。議案第1号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号は原案どおり決しました。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。